

クーリング・オフ制度を知っていますか？

クーリング・オフ制度とは？

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちとなるような取引について、消費者がいったん契約した場合でも、一定期間内に頭を冷やして考え直した結果、契約をやめたいと思えば、一切の経済的な負担をすることなく、消費者が無条件で契約を解除することができる制度です。

ただし、クーリング・オフ制度は、すべての契約に認められるわけではありません。例えば、消費者自らが店舗に出かけて品物を購入したり、通信販売で商品を注文したような場合には、この制度は利用できませんので注意が必要です。

クーリング・オフができる契約の種類と期間

訪問販売 (アポイントメントセールス、キャッチセールス、SF(催販)商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供 (エステティック、外国語会話教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

※1 期間の起算日は、「法定の契約書面が交付された日」又は「クーリング・オフ告知の日」からで、いずれも初日を算入。
 ※2 事業者が嘘を言ったり、脅したりして、クーリング・オフを妨害した場合は、クーリング・オフ期間経過後でも、その妨害が解消されるまでは、クーリング・オフができます。

クーリング・オフの方法

契約を解除する旨を業者に書面で通知します。発信したことが証明できるように、はがきを「配達記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。控えとして、必ず両面のコピーをとっておきましょう。また、クレジット契約をしている場合には、クレジット会社へも書面を送ります。

※内容証明郵便で出す方法もあります。

《書き方の例》

<p>宛先はがき</p> <p>〒□□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇番地</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>代表者様</p>	<p>契約解除通知書</p> <p>契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>書面受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>商品名</p> <p>契約金額 〇〇円</p> <p>販売会社名 〇〇株式会社(営業所)</p> <p>右記日付の契約は解除します。担当者は</p> <p>なお、お支払いの契約は解除し、</p> <p>商品を引き取ってくださいます。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 氏名〇〇〇〇</p>
---	---

こんなケースもあります

公的機関に似た名称、弁護士、法律事務所をかたる手口



「法務局認定法人〇〇管理局」「××債権回収機構」「財団法人▲▲債権管理センター」といった公的機関であるかのような名前を名乗ったり、実在の弁護士や警察の名前をかたる悪質なものもあります。

裁判所の支払督促や少額訴訟を悪用する手口



発送元が裁判所である場合は、書類の真偽の判断が難しいので、放置せず、県民生活プラザなどへ相談しましょう。

なお、裁判所からの通知は封書で、「特別送達」という記載があり、郵便職員から直接手渡されるのが原則です。普通郵便ではがきが届くことはありません。

電話で家族や警察官などを装い、お金を振り込むよう要求する手口 “振り込め詐欺”



子どもや孫を装って「交通事故を起こしてしまい、示談金が必要になった」「会社のお金を使い込んでしまった」などと泣きながら電話をかけてきたり、警察官や弁護士、会社の上司などを名乗って、「すぐに支払う必要がある」「今なら、公にせず内々で処理できる」など、複数の人間が役割を分担し、言葉巧みにお金を振り込ませようとする。

このような電話を受けたら、

- あわてずに落ち着いて、要点をメモしましょう。
- 電話を切ったらすぐに本人や関係者に連絡を取り、事実を確認しましょう。
- あわててお金を振り込んではいけません。家族や友人、最寄りの警察署などに相談しましょう。

まちの話題

3/21
(水)

かわら美術館 ミュージックベル ～親子で 音楽鑑賞～

机にズラリと並べられた大小のハンドベルを自在に操り、美しい音色を奏でる“ミュージックサークル・アンダンテ”の皆さんの音色に心を癒されたことでしょう。



3/25
(日)

NPOたかはま 十七八会 大山緑地清掃活動

大山緑地に淡墨桜を寄贈していただいた十七八会。きれいな大山緑地でお花見を楽しんでいたところと清掃を行いました。



3/26
(月)

いきいき広場クラブ「春のお花見会」

いきいき広場のマシンスタジオで日ごろから健康管理をしている“いきいき広場クラブ”の方が桜の木の下で、インストラクターとクイズや遊びなどをして楽しみました。

